

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東温市長 加 藤 章

市町村名 (市町村コード)	東温市 (38215)
地域名 (地域内農業集落名)	北方地区 (西之側、宝泉、原沖、旦ノ上、上海上、下海上、猪之窪、上古市、下古市、西古市、西中村、東中村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落によっては担い手の不足が深刻化している。
認定農業者も含め農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦以外にも冬野菜(白ねぎ等)の作付けを拡大し、土地の有効利用による収益性の向上と農業経営の改善を目指すと共に、地域内雇用を行えるようにする。
ユリ等の付加価値の高い作物の作付拡大を推進し、収益性と所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理を行う区域については具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の耕作しやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、後継者未定の農地について、中心経営体への賃借を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体への農地集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。 農地中間管理事業の貸付け及び機構集積協力金の要件を満たす方については、機構への貸付けを積極的に促していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当該地区は既に大部分の農地において基盤整備が図られている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者も含め、農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務であることから、今後は若い新規就農者や定年帰農者の方に集積をしていく。 新規就農者の受け入れをできるよう農地を維持していくことが重要。 北方東地区においては、集落営農組織の設立を引き続き検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状としては特段の取組に至っていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--